

	制定	20140204	財資第4号	平成26年2月6日
改正		20140218	財資第11号	平成26年2月20日
	改正	20150204	財資第2号	平成27年2月16日
改正		20160203	財資第16号	平成28年2月8日
	改正	20160927	財資第1号	平成28年10月11日
改正		20180105	財資第3号	平成30年2月1日
	改正	20181228	財資第4号	平成31年2月7日
改正		20200128	財資第6号	令和2年2月17日
	改正	20210125	財資第8号	令和3年2月4日
改正		20220126	財資第6号	令和4年2月4日
	改正	20230110	財資第6号	令和5年1月23日
改正		20240213	財資第1003号	令和6年2月19日
	改正	20250127	財資第8号	令和7年2月6日
改正		20251217	財資第10号	令和8年1月15日

廃炉・汚染水・処理水対策事業実施要領を次のとおり制定する。

経済産業大臣 茂木 敏充

廃炉・汚染水・処理水対策事業実施要領

第1 趣旨

廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付して廃炉・汚染水・処理水対策基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、廃炉・汚染水・処理水対策に資する技術の開発を支援する事

業を行うことにより、我が国の科学技術の水準の向上及び廃炉・汚染水・処理水対策を円滑に進めることを目的とする。

第2 業務内容

基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）は、補助金により造成された基金を活用して、経済産業大臣が定める事業者（以下「受託事業者」という。）に対する委託により本実施要領第4に定める廃炉・汚染水・処理水対策事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

基金設置法人及び第4に定める受託事業者（以下「基金設置法人等」という。）が実施する業務のうち、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、基金設置法人等から再委託又は外注（以下「再委託等」という。）を行ってはならない。また、基金設置法人等が実施する業務に係る費用のうち、基金設置法人等から再委託等を行う額の合計の割合が50%を超える場合は、事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。

なお、経済産業大臣は、受託事業者による補助事業の遂行が困難となった場合又は委託契約に定める期限が終了した場合等であって、当該補助事業の内容を継続して実施する必要があるときは、基金設置法人に当該補助事業を継続させることができる。

1. 基金の造成

基金は、廃炉・汚染水・処理水対策事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。

2. 基金の基本的事項の公表

基金設置法人は、基金の名称、基金の額、基金のうち国費相当額、基金事業（基金を活用して行う本実施要領に定める事業をいう。以下同じ。）の概要、基金事業を終了する時期、定期的な見直しの時期、基金事業の目標について、基金造成後速やかに公表しなければならない。

3. 基金の管理・運用方法

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

①基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。

②基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。

- ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
- ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
- ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 補助事業の支払は、第4に規定する補助事業者へ交付すべき補助金の額

の確定に係る受託事業者からの報告に基づき、基金からの支払を行うものとする。

- (3) 第4に規定する補助事業者が、取得財産等の処分（交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）等に伴い基金設置法人から返納を命じられた金額が基金設置法人に納付された場合の基金の管理は(1)によるものとする。
- (4) 基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は、第4の事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに補助事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。
- (5) 基金からの支払に当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、経済産業大臣に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。
- (6) 第4に定める委託事業の実施により基金設置法人に対して発生した返還金、加算金、延滞金等の納付金の類の管理は(1)によることとする。
- (7) 基金設置法人は、「事業費」、「基金設置法人の管理費（※）」、「第4に定める委託費（※）」について別表1の金額欄を基金の額を上限に区分けし、第4に定める委託契約の内容を事前に経済産業大臣の了解を得る際に、併せて経済産業大臣に提出し、了解を得るものとする。また、区分けした金額について、区分間で流用を要する場合にも、経済産業大臣の承認を得るものとする。

※それぞれ委託・外注費は更に区分分けを要する。

4. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

5. 基金管理を行う期間等

- (1) 基金管理を行う期間は、原則として第3の1(2)に定める報告に係る業務が終了するまでとする。
- (2) 経済産業大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。
 - ① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく経済産業大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - ② 基金設置法人が、基金をこの実施要領に規定する以外の用途に使用した場合
 - ③ 基金設置法人が、基金の運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
 - ④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (3) 経済産業大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。
- (4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、経済産業大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。
- (5) 基金の解散後において、補助事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

6. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、補助事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。

7. 基金の経理等

- (1) 基金設置法人は、基金経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければならない。
- (2) 基金設置法人は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (3) 基金設置法人は、自らが実施する業務を委託・外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成しなければならない。
なお、グループ企業（補助事業事務処理マニュアル34ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることを選定理由とすることは認められない。
- (4) 基金設置法人は、自らが実施する業務の委託・外注（委託・外注契約金額100万円未満のものは除く。）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（委託・外注契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければならない。
- (5) (4)の精算処理（委託先・外注先及び再委託先・再外注先を含む。）において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う委託先・外注先が再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできない。

8. 基金の検査等

- (1) 経済産業大臣は、基金及び補助事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はこれらの職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 経済産業大臣は、基金管理及び委託事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、(1)に基づく検査等のほか基金設置法人が実施する業務の委託先・外注先（委託先・外注先からの再委託先・再外注先を含む。）に対して、検査等を行うことができるものとし、基金設置法人は当該検査等の実施に必要な措置を講じるものとする。
- (3) 経済産業大臣は、(1)、(2)の調査により、適正化法、適正化法施行令その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

9. 基金事業及び基金設置法人に係る報告

- (1) 基金設置法人は、基金管理を行う期間において、毎年度、基金の額（残高及び国庫相当額）、基金事業に係る収入・支出及びその内訳（今後の見込みを含む。）、基金事業の実施決定件数・実施決定額、保有割合（「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金基準」という。）中「3（3）基金の保有に関する基準」に示されている保有割合をいう。）、当該保有割合の算出根拠、基金事業の目標及び目標に対する達成度について、翌年度の4月30日までに経済産業大臣に報告しなければならない。
- (2) 基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は第3に定める指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は補助事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、経済産業大臣に報告しなければならない。
- (3) 基金設置法人は、自らが実施する業務を委託・外注（契約金額100万円未満のものは除く。）した場合は、当該業務に係る実施体制、委託・外注契約先の事業者名、受託事業者との委託・外注契約関係、委託・外注契約先の事業者の住所、委託・外注契約金額（実績報告書の場合は実績額。）及び委託・外注契約の内容（業務の内容を含む。）がわかる資料（以下「実施体制等」という。）を、委託・外注契約締結後速やかに経済産業大臣に提出しなければならない。
- (4) (3)の実施体制等は事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む。）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

10. 余剰金の返還

- (1) 経済産業大臣は、8. に基づく検査又は、9. に基づく実施体制の変更等の結果、基金に余剰があると認めるときは、基金設置法人に対し、余剰金の返還を求めることができる。
- (2) 基金設置法人は、(1) に基づく余剰金の返還請求を受けた時は、速やかに余剰金を国庫に返納しなければならない。なお、余剰金の計算に疑義がある場合は、別途経済産業大臣と協議を行うこととする。

11. 基金基準の遵守等

- (1) 経済産業大臣は、基金基準に適合するよう基金設置法人を指導監督するとともに、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 基金設置法人は、基金基準の3及び4に規定する各基準に適合するよう、基金基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

12. 情報管理及び秘密保持

(1) 基金設置法人及び受託事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち第4に定める補助事業者、その他の第三者の秘密情報（第4に定める補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

(2) 基金設置法人及び受託事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本項の定めを遵守させなければならない。基金設置法人及び受託事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も基金設置法人及び受託事業者による違反行為とみなす。

(3) 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

第3 基金設置法人による指導監督

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督を行うものとする。

1. 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告

- (1) 基金設置法人は、この第4の7による受託事業者からの報告を受けるほか、補助事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために第4に定める補助事業者から必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に経済産業大臣に報告するものとする。
- (2) 基金設置法人は、補助事業者から補助事業が完了した後の補助事業に係る収益状況等について報告を受けるほか、経済産業大臣の求めに応じて報告し

なければならない。

2. 受託事業者の指導

基金設置法人は、補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、経済産業大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、受託事業者に対し必要な改善を指導するものとする。

3. 暴力団排除の取組

- (1) 基金設置法人又は第4による受託事業者は、補助事業において、別紙暴力団排除の誓約事項に記載されている事項（以下「誓約事項」という。）に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはせず、補助事業者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の全部もしくは一部を取消しするものとする。
- (2) 基金設置法人及び第4による受託事業者は、補助事業者が内部通報、公益通報及び新聞報道等により別紙暴力団排除の誓約事項に該当すると疑われる場合には、速やかに経済産業省に報告するとともに、警視庁又は都道府県警察本部の暴力団対策主管課（以下「都道府県警察暴力団対策主管課」という。）への照会を行うものとする。また、都道府県警察暴力団対策主管課から補助事業者が誓約事項に記載する者に該当する旨の回答を受けたときは、速やかに経済産業省に報告し、申請者には補助金を交付しないものとし、補助事業者には、交付決定の取消し等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 基金設置法人及び第4による受託事業者は、経済産業省から、申請者又は補助事業者が誓約事項に記載する者に該当をすとの通知を受けたときは、申請者には補助金を交付しないものとし、補助事業者には、交付決定の取消し等必要な措置を講ずるものとする。

第4 廃炉・汚染水・処理水対策事業（基金の活用による委託事業）

基金設置法人は、基金を用いて、第1に規定する目的を達成するために行う補助事業者に対する補助金（以下この第4において「補助金」という。）の交付等の業務を実施するものとする。また、補助金の交付等の業務に当たり、6.に定める業務については、基金設置法人が、受託事業者と委託契約を締結して実施するものとし、委託契約の内容について、事前に経済産業大臣の了解を得るものとする。

1. 事業に要する費用の金額

- (1) 基金設置法人は、事業に要する費用のうち、基金を超えない範囲で基金設置法人が相当と認める金額（以下「委託費用」という。）について基金の範囲内で受託事業者と委託契約を締結する。
- (2) 委託費用の区分は別表1内容欄のとおりとする。

2. 補助の対象及び補助率

補助対象経費の区分、内容、補助率、補助金の上限額及び補助事業期間は別表2に定めるとおりとする。

3. 交付規程の承認

- (1) 基金設置法人は、本事業の実施に際し、補助金の交付の手続等について別途交付規程を経済産業省と協議をして策定し、経済産業大臣及び（経済産業省が必要と認めた場合）原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「NDF」という。）の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 交付規程は以下の事項を記載する。
 - ① 交付対象要件の定義及び補助率
 - ② 交付申請及び実績報告
 - ③ 交付の決定及び補助金の額の確定等
 - ④ 申請の取下げ
 - ⑤ 計画変更の承認等
 - ⑥ 補助金の支払
 - ⑦ 交付決定の取消し等
 - ⑧ 取得財産の管理等
 - ⑨ 現地調査、状況報告等
 - ⑩ セキュリティ対策
 - ⑪ その他必要な事項

4. 基金設置法人における業務内容

基金設置法人は、以下の事業を行うものとし、補助金の交付等の業務を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 補助事業の交付規程の策定に係る業務
- ② 補助事業の公募における公募要領等の基準の策定に係る業務
- ③ 補助事業の審査及び採択（第三者委員会の設置含む）に係る業務
- ④ 補助事業の交付決定、額の確定等の業務
- ⑤ 補助事業の進捗状況管理・確定検査、支払手続及び事業に関する問い合わせに係る業務
- ⑥ 補助事業の支払終了後における対応（財産管理、会計検査等）に係る業務
- ⑦ 受託事業者への指導監督、その他補助金の交付等に当たって要する業務に係る対応

5. 基金設置法人の義務等

- (1) 基金設置法人は、補助事業の公募を行う場合には、その内容を経済産業大臣に対して協議をしなければならない。
- (2) 基金設置法人は、補助対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制について公表しなければならない。

- (3) 基金設置法人は、補助事業の応募者からの求めに応じ、採択前の事業の着工の承認をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣及び、(経済産業省が必要と認めた場合) NDFに協議し、同意を得なければならない。
- (4) 基金設置法人は、補助事業の公募に対する採択を行う場合には、第三者委員会を設置し、当委員会による審査を行う。当委員会は経済産業省と共同で設置することとし、設置に関する規則は経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 基金設置法人は、補助事業の実施に疑義が生じた場合又は補助事業の実施に支障が生じた場合には、遅滞なく経済産業大臣に報告及び相談を行わなければならない。
- (6) 基金設置法人は、補助事業の進捗状況管理や補助事業の完了に際して現地調査を行う場合には、経済産業大臣に対して、あらかじめ現地調査の実施の方法その他の現地調査に必要な事項について相談を行わなければならない。
- (7) 経済産業大臣は、上記(6)の相談を受けた場合には、担当職員を現地調査に同行させることができるものとし、基金設置法人は当該調査の実施に必要な措置を講じなければならない。

6. 委託事業の内容及び実施体制の整備

受託事業者は、本要領及び交付規程等の国及び基金設置法人が定める基準や指示(以下「規程等」という。)に従って行われる業務のみを実施する。

本事業の円滑な実施のため、以下の対応を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ① 補助事業の公募に係る事務補助業務(ウェブサイト、ホームページ公開作業等)
- ② 補助事業の審査及び採択に係る事務補助業務(応募書類の形式審査、第三者委員会の運営補助等)
- ③ 補助事業の交付決定、額の確定等の交付規程に係る事務補助業務(補助金交付申請書、実績報告書等各書類の形式審査等)
- ④ 補助事業の進捗状況管理(事業レビューや関係機関会議など、事業の進捗管理に必要な会議の運営補助を含む)・確定検査(規程等に従って機械的に処理するもの)、支払手続及び事業に関する問合せ(規程等に従って機械的に処理するもの)に係る業務
- ⑤ その他補助事業に必要となる、補助事業の政策効果に係る分析や当該事業に関する英語等の対応や当該事業の周知徹底などの事業管理に必要な対応

7. 指導監督等

- (1) 経済産業大臣は、基金設置法人に対し、補助事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善等の指導及び監督を行う。
- (2) 経済産業大臣及び基金設置法人、(経済産業省が必要と認めた場合) NDFは、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- (3) 基金設置法人は、補助事業の採択に当たっては、第三者委員会を設置し、

- 公募申請書等について意見を聴取し、同時に経済産業大臣及び、(経済産業省が必要と認めた場合) NDFに対して協議しなければならない。
- (4) 経済産業大臣、(経済産業省が必要と認めた場合) NDFは基金設置法人に対し、補助事業の採択に当たって、採択前に協議を求め、必要に応じて指導及び助言を行うことができるものとする。
 - (5) 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、又は事業の実施に支障が生じたときには、遅滞なく経済産業大臣及び基金設置法人、(経済産業省が必要と認めた場合) NDFに報告を行う。
 - (6) 受託事業者は、補助事業者による補助事業の進捗状況管理や補助事業の完了に際して現地調査を行う場合には、経済産業大臣に対して、あらかじめ現地調査の実施の方法その他の現地調査に必要な事項について相談を行わなければならない。
 - (7) 経済産業大臣は、上記(6)の相談を受けた場合において、必要に応じ、担当職員を現地調査に同行させることとする。
 - (8) 受託事業者は、委託事業の実施に際し、再委託等を行う場合、再委託等の相手方(以下「一次再委託等先」という。)に対して、その再委託等の費用及び業務執行の適切性に関する経済産業大臣及び基金設置法人による調査(現地調査を含む。)を受け入れる体制を確保するよう、求めなければならない。
 - (9) 再委託等を行う場合は、契約金額100万円以上の場合は、事前に経済産業大臣及び基金設置法人の了解を得るものとする。
 - (10) 受託事業者は、自身が実施する業務の再委託等(再委託等の契約金額100万円未満のものは除く。)をする場合は、原則として、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければならない。相見積もりを取らない場合又は選定方法として最低価格を提示した者を選定する方法以外の方法をとる場合には、理由書を作成し、契約金額100万円以上の場合は、(9)の了解を得る際に、併せて、経済産業大臣及び基金設置法人の了解を得なければならない。なお、グループ企業との取引であることを理由とすることは認められない。
 - (11) 受託事業者は、自身が実施する業務の再委託等(再委託等の契約金額100万円未満のものは除く。)を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理(再委託等の契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと)を実施しなければならない。
 - (12) (11)の精算処理において、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、経済産業省が定める補助事業事務処理マニュアルの「一般管理費に関する経理処理」に記載の公募要領等において別途指定した場合と同じ率を上限とする。また、精算処理を行う一次再委託等先が、さらに再委託等を行う場合には、一次再委託等先の一般管理費の算定対象とする経費に当該再委託等の経費(精算処理の対象か否かを問わない。)を含むことはできない。
 - (13) (8)から(12)までの規定は、受託事業者が一次再委託等先に支払う再委託等の契約金の一部を間接にその財源として行われる再委託等(「累次再委託等」という。(14)及びこの規定により読み替えて適用する(8)から(12)において同じ。)について適用する。この場合において、(8)中「受託事業者」

とあるのは「累次再委託等の契約元」と、「委託事業」とあるのは「累次再委託等の契約元が委託事業の一部として実施する事業」と、「一次再委託等先」とあるのは「累次再委託等の相手方（以下「累次再委託等先」という。）」と読み替え、(10) 及び (11) 中「受託事業者」とあるのは「累次再委託等の契約元」と読み替えるものとする。

(14) 受託事業者は、再委託等（再委託等の契約金額100万円未満のものは除く。）を行う場合は、実施体制等を経済産業大臣及び基金設置法人に提出しなければならない。

(15) (14) の実施体制等は事業開始時及び事業終了までの毎年度同時期（年度途中の大幅な変更があった場合はその時点を含む）に、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす具体的な恐れがある場合を除き、経済産業省ホームページで公表するものとする。

(16) 受託事業者は、補助事業により取得した報告書・証拠書類等を整理し、事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣及び基金設置法人の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(17) 受託事業者は、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに経済産業大臣及び基金設置法人、（経済産業省が必要と認めた場合）NDFに報告するものとする。

(18) 受託事業者は、NDFの指導・監督等の下、本事業を実施するものとする。

8. 事業終了後の精算と残金の返還

基金設置法人は、補助事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、委託費用の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

9. その他

受託事業者は、この実施要領に疑義が生じたとき、若しくはこの実施要領により難い事由が生じたとき、又はこの実施要領に記載のない細部については、経済産業大臣及び基金設置法人、（経済産業省が必要と認めた場合）NDFと速やかに協議し、その指示に従うものとする。

(1) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとするができる。

(2) その他

受託事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、若しくはこの実施要領

により難い事由が生じたとき、又は本実施要領に記載のない細部については、経済産業大臣及び基金設置法人、（経済産業省が必要と認めた場合）NDFと速やかに協議し、その指示に従うものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月15日から適用する。なお、第2 3.（7）において「第4に定める委託契約の内容を事前に経済産業大臣の了解を得る際に、」とあるものは、「適用後速やかに経済産業大臣に提出」と読み替えて適用する。第4については、適用後速やかに変更する委託契約の内容について、事前に経済産業大臣の了解を得た後に、委託契約の変更を実施するものとする。

別表 1

補助対象 経費の区分	内 容	金額
事業費	補助事業者に対する補助金	
基金設置法人 の管理費① (委託・外注 費除く)	事業を行うために必要な経費(人件費、謝金、旅費、 消耗品、一般管理費、その他諸経費)	
基金設置法人 の管理費② (委託・外注 費)	基金設置法人が直接実施することができないもの、 又は適当でないものについて、他の事業者へ委託、 外注するために必要な経費(本実施要領第4に定め る委託費を除く)	
実施要領第4 に定める委託 費① (委託・外注 費除く)	受託事業者が事業を行うために必要な経費(労務 費、旅費、審査委員会費、通信費等(振込手数料、 郵送料、通信費、回線使用料、消耗品費)、資料保 管費、システム運営費(システム開発費、維持補修 費)、調査費、電子計算機借料等、事務所維持費・ 光熱費、一般管理費)	
実施要領第4 に定める委託 費② (委託・外注 費)	受託事業者が直接実施することができないもの又 は適当でないものについて、他の事業者へ委託、外 注するために必要な経費	

補助の対象及び補助率

補助対象経費の区分	人件費	事業費
内容	労務費	原材料費、消耗品費、設計・製作・加工費、施設・設備費、物品購入費、調査費、外注費、旅費、謝金、借料・損料、その他事業に必要な経費
補助率	1 / 2 以内、定額	
補助上限額	40 億円	
補助事業期間	平成 25 年度補正予算に係るもの：原則として平成 27 年度末まで 平成 26 年度補正予算に係るもの：原則として平成 28 年度末まで 平成 27 年度補正予算に係るもの：原則として平成 29 年度末まで 平成 28 年度補正予算に係るもの：原則として平成 30 年度末まで 平成 29 年度補正予算に係るもの：原則として令和元年度末まで 平成 30 年度補正予算に係るもの（令和元年度補正予算以降積み増したものを含む。）：原則として令和 9 年度末まで	

(注) 「平成 30 年度補正予算に係るもの」については、原則として令和 9 年度末までとするが、福島第一原子力発電所の現場状況の変化や事業計画当初では想定し得ない新たな課題により期間内に事業を終了できない場合、最長、令和 10 年度末まで延長するものとする。